

令和8年度

佐賀中部広域連合介護サービス事業所等  
集団指導

各サービス共通説明事項



R8.5.21(木)、R8.5.22(金)

佐賀中部広域連合 給付課

# 目次

番号	項目	頁
1	居宅サービス事業者等の指導監督について	1
2	高齢者虐待の防止について	5
3	身体的拘束等の適正化の推進について	13
4	業務継続計画の策定について	18
5	災害発生時における被災・避難状況の連絡について	22
6	事故報告について	23
7	介護職員等処遇改善加算について	25
8	指定の更新、各種届出、メールアドレスの登録について	29
9	電子申請・届出システムについて	31
10	介護現場におけるハラスメント対策の推進について	33
11	認知症基礎研修の受講について	37
12	やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱いについて	41
13	ケアプランデータ連携システムについて	42
14	介護情報基盤について	44
15	介護サービス相談員派遣等事業について	47
16	第三者行為の届出について	49

# 目次

番号	項目	頁
17	サポーター事業における受入機関を募集しています	50
18	佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」について	51
19	情報公表制度について	52
20	介護員養成研修受講補助について	53
参考1	制度改正等の動向等について	55
参考2	介護サービス担当者名簿	56
21	介護労働安定センターからのご案内	別紙

# 1 居宅サービス事業者等の指導監督について①

## (1) 指導の目的

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等に係る居宅サービス等に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ります。

## (2) 運営指導について

対象となるサービス事業者等の事業所において、ア～ウについて原則、実地にて行います。  
(指定の有効期間である6年に1回以上)

※新規事業所は、指定年から1～2年後を目安に実施します。

### ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（人員・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

### イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

### ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

# 1 居宅サービス事業者等の指導監督について②

## (3) 運営指導の実施

### ① 実施通知

運営指導を行う場合には、事前に事業所へ確認を行ってから、原則として1月前までに通知します。

※高齢者虐待が疑われる等の理由によっては、事前予告なく、指導開始時に文書通知することがあります。

### ② 事前提出資料の提出

運営指導日の10日前までに「自己点検表」や勤務表など、指導に必要な資料を提出していただきます。

### ③ 運営指導当日

施設の規模や指導・監査対象サービス数に応じて、3名～5名程度で指導を実施しますので、必要書類の準備や会場の確保、担当職員による対応等をお願いいたします。

### ④ 指導結果の通知等

運営指導の結果、改善を要すると認められる事項がある場合や、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知し、指摘事項については、文書により報告していただきます。

# 1 居宅サービス事業者等の指導監督について③

## (4) 監査について

運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は監査に変更し、事実関係の調査及び確認を行います。

- ① 対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しい（疑いを含む）と認められる場合
- ② 介護報酬請求について、不正を行っている（疑いを含む）と認められる場合
- ③ 不正の手段による指定等を受けている（疑いを含む）と認められる場合
- ④ 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている（疑いを含む）と認められる場合

また、通報・苦情・相談等により入手した各種情報により、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認が必要な場合も監査を実施します。（原則として、事前に通告は行いません。）

## (5) 介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準

令和8年4月に、行政処分を実施する際の合理的な根拠となる処分基準を定めました。

介護保険>事業者・医療機関の方へ>制度改正等のお知らせ>介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準について

【<https://www.chubu.saga.saga.jp/kaigohoken/jigyoiryo/1304/2818.html>】

# 1 居宅サービス事業者等の指導監督について④

## (6) 運営指導実績（令和7年度）

	指導事業所数	参考（令和8年3月1日現在） ※事業所は休止中を含む	
		指定事業所数	新規指定数
居宅サービス事業所	51	347	21
居宅介護支援事業所	26	143	7
地域密着型サービス事業所	33	193	0
計	110	683	28

### 上記指導に係る内訳

- ・指摘・指導を行った事業所数 92事業所（指摘・指導事項件数 357件）
- ・うち指摘事項なしの事業所数 18事業所

※ 指摘事項の中で、「介護・支援計画・個別計画の作成に関する指摘」が一番多く、77件となった。

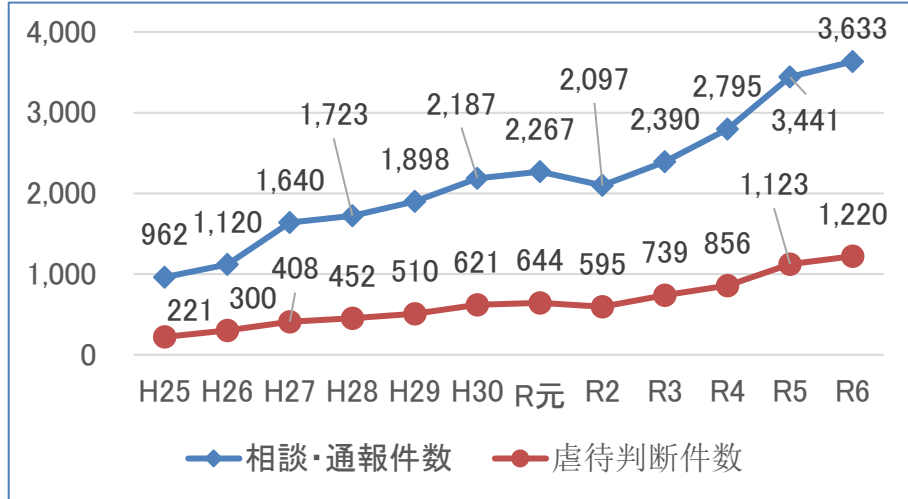
次いで、「具体的取扱方針等に関する指摘」が61件となった。

## 2 高齢者虐待の防止について

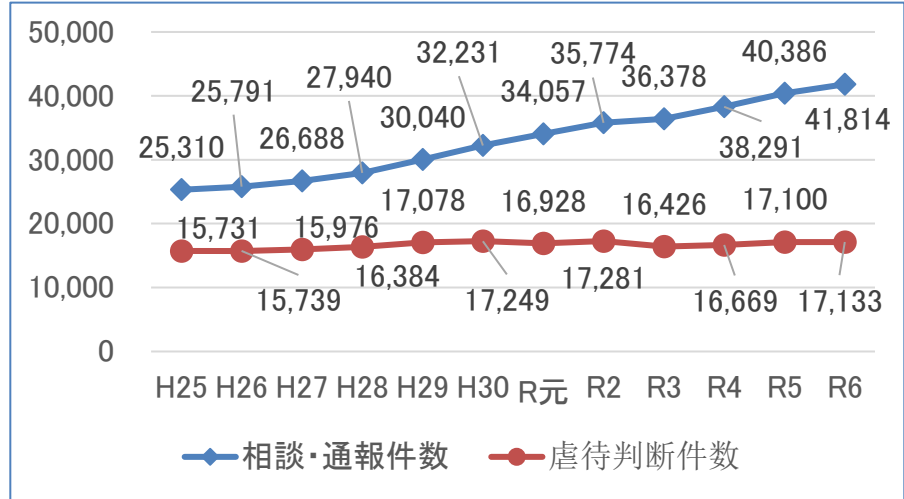
# 高齢者虐待の相談・通報件数及び判断件数

## ① 全国状況

### 養介護施設従事者等による虐待

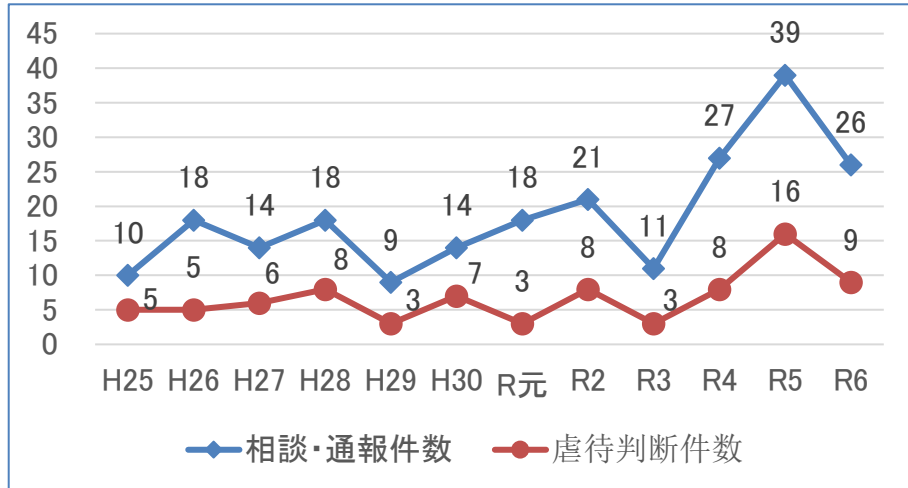


### 養護者による虐待

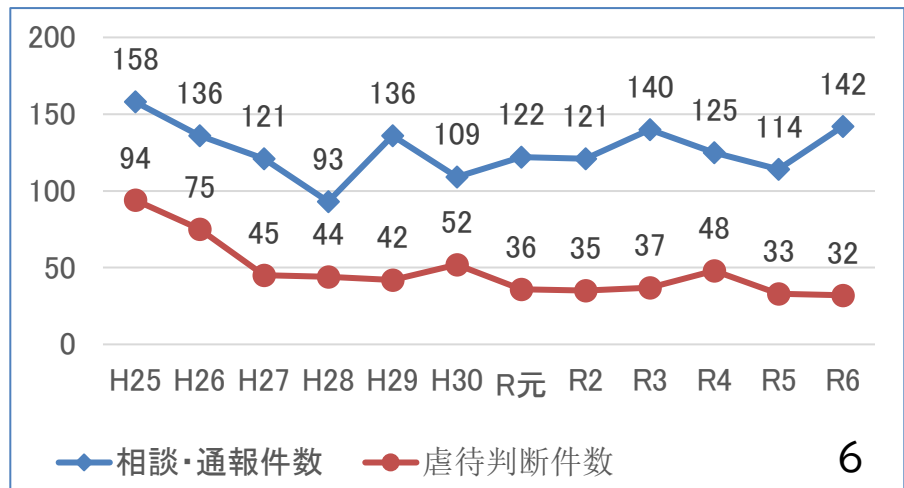


## ② 県内状況

### 養介護施設従事者等による虐待

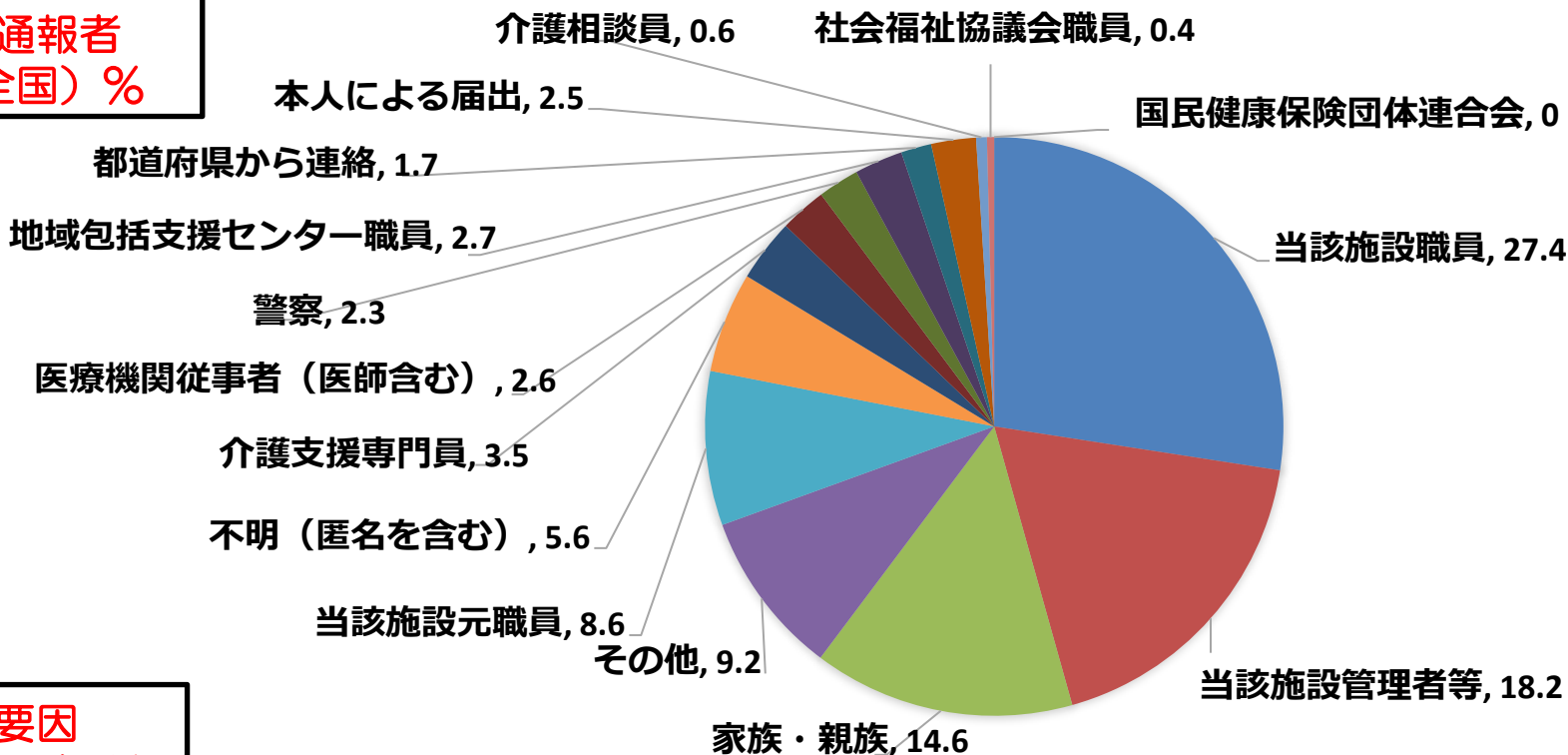


### 養護者による虐待



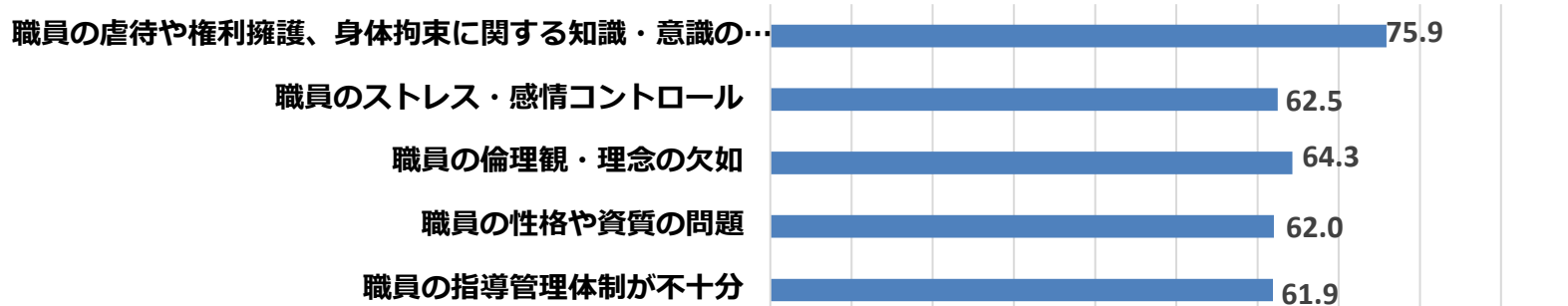
# 要介護施設従事者による高齢者虐待の相談・通報者、発生要因

相談・通報者  
(R6 全国) %



発生要因  
(R6 全国) %

※上位5項目



0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 80.0 90.0 100.0

※1件の事例に対し、要因が複数ある場合、それぞれの該当事項に重複して計上

# 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

## 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間（令和8年度まで）を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

## 単位数

< 現行 >  
なし



< 改定後 >

**高齢者虐待防止措置未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

## 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。（イ～チの9項目）
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。  
（施設・居住系サービス…年2回以上、他の対象サービス…年1回以上）
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

### 算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、**介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加**する。また、指定権者に対して、**集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。**

## 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)

### 【全サービス共通】

#### ○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

問167 高齢者虐待が発生していない場合においても、**虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）**がなされていないなければ減算の適用となるのか。

(答)

- ・ 減算の適用となる。
- ・ なお、全ての措置の一つでも講じられていない場合は減算となることに留意すること。

問168 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、**発見した日の属する月が「事実が生じた月」**となる。

問169 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

（答）

改善計画の提出の有無に関わらず、**事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない**。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、**事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続**する。

## ○虐待防止委員会及び研修について

問170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- ・ また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。

(※) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

### 3 身体的拘束等の適正化の推進について

# 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

## 概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。（令和7年度～）【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

## 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を **3月に1回以上開催**するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。（イ～トの7項目）
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。（**年2回以上**）
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

### 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

< 現行 >  
なし



< 改定後 >

**身体拘束廃止未実施減算**

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を **3月に1回以上**開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的<sup>に</sup>実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ & Aの周知

(介護保険最新情報Vol. 1345 令和7年1月20日)

【(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】

身体拘束廃止未実施減算の適用について

問1 利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施)がなされていない場合は減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。

なお、施設系サービス及び居住系サービスにおいても同様である。

問2 運営指導等で行政機関が把握した身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

問3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、**三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）全てを満たす**ことの記録が確認できなければ減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。

また、三つの要件については、以下を参考にされたい。

「切迫性」とは、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「一時性」とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

なお、訪問系サービス及び通所系サービス等について、減算の適用はないが、当該要件を満たした記録の確認ができない場合は、指導の対象になることに留意されたい。

## 4 業務継続計画の策定について

# 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

## 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

## 単位数

<現行>  
なし

<改定後>

**業務継続計画未実施減算**

**施設・居住系サービス**

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

**その他のサービス**

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

## 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。（令和6年度で経過措置期間終了）
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

## 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)

### 【全サービス共通】

#### ○ 業務継続計画未策定減算について

問166 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

- ・ 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・ 例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。
- ・ また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

## 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6) (令和6年5月17日)

### 【全サービス共通】

#### ○ 業務継続計画未策定減算について

問7 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

## 5 災害発生時における被災・避難状況の連絡について

施設・事業所が被災した場合は、市町に速やかに連絡いただくとともに、所在する地域において警戒レベル3（高齢者等避難）以上の警報が発令された場合等においては、あらかじめ定められた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に適切な対応（避難、屋内待機等）をとったうえで、**別紙（災害時連絡方法）** **(※)**のとおり市町に対して速やかに報告をお願いします。

※ 上記の別紙（災害時連絡方法）などの手続き関係や「避難情報のポイント」を、集団指導の資料とあわせてホームページに掲載しています。

### 【対象事業所・施設】

- ・通所介護事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所
- ・特定施設入居者生活介護事業所 ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所
- ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

また、災害発生時における高齢者施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、厚労省において「災害時情報共有システム」が運用されています。

被災された際には状況を報告いただくとともに、災害・感染症対策のための物資等の備蓄状況についても報告（随時更新）をお願いします。

### ○介護サービス情報報告（公表）システム

【<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/41/>】

※ログインのID・PWが不明な場合は、佐賀県長寿社会課までお尋ねください。

電話：0952-25-7266 E-mail：kaigohoken@pref.saga.lg.jp

## 6 事故報告について①

### (1) 報告が必要な事故について

- ① サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故の発生
  - ・ 死亡事故や医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故（原則として全て報告）
    - ※送迎・通院等の間の事故を含む。また、利用者が事業所内にいる間も含む。
  - ・ 事業者側の過失の有無は問わない。
  - ・ 利用者が病気等により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性があれば、報告すること。
- ② 食中毒及び感染症、結核の発生
  - ・ 感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、1、2、3、4類、新型インフルエンザ等感染症とする。
    - ただし、5類（新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ等）であっても、次の手順に基づき、施設又は事業所内にまん延する等の状態になった場合には報告してください。

#### 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）

養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村又は保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めるとその他の必要な措置を講じなければならないこと。

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合

ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

## 6 事故報告について②

- ③ 職員（従業員）の法令違反、不祥事等の発生
  - ・ 利用者からの預り金の横領、利用者の個人情報紛失など、利用者に損害を与えるもの、利用者の処遇に影響を与えるものについて報告すること。
- ④ その他報告が必要と認められる事故の発生
  - ・ 徘徊（利用者の行方不明を含む）
  - ・ 送迎時の利用者宅の家屋の損壊
  - ・ 他者の薬を誤って服用した場合
  - ・ 救急搬送された場合
  - など

### (2) 報告書の様式等

本広域連合のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

ホーム > 介護保険 > 各種申請書 > 事業者向け > 事業者指定関係  
> 介護保険指定事業者等 事故報告書

【<https://www.chubu.saga.saga.jp/kaigohoken/shinseisho/1263/1276/1309.html>】

※集計のため、できるだけエクセル形式を用いてメールにてご報告ください。

なお、第1報は、様式内の項目について可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも**5日以内**を目安に提出してください。

その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告してください。

※(1)②の「感染症等の発生に係る報告」については、任意の様式により報告していただくかまいません。

## 7 介護職員等処遇改善加算について

### (1) 令和8年度介護報酬改定について

介護職員の賃金は他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあることから、期中改定となった平成8年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算の拡充により、介護分野における処遇改善が行われました。（次頁以降参照）

※改定率+2.03%のうち、処遇改善分+1.95%

### (2) 計画の変更について

「処遇改善加算」を取得する際に提出した計画書に変更があった場合には、本広域連合のホームページに掲載している届出様式により、変更の届出を行ってください

（例：複数の事業所等を一括して申請している事業者において、新規指定や廃止等の理由により事業所の増減があった場合など）。

### (3) 「処遇改善加算」の実績報告について

「処遇改善加算」を算定した介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日まで（例：加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末まで）に、どのような賃金改善を実施したか等について報告する必要があります。

令和7年度の実績報告の提出期限は、令和8年7月31日（金）を予定しています。実績報告の様式や提出方法等については、あらためてメール等でお知らせいたします。

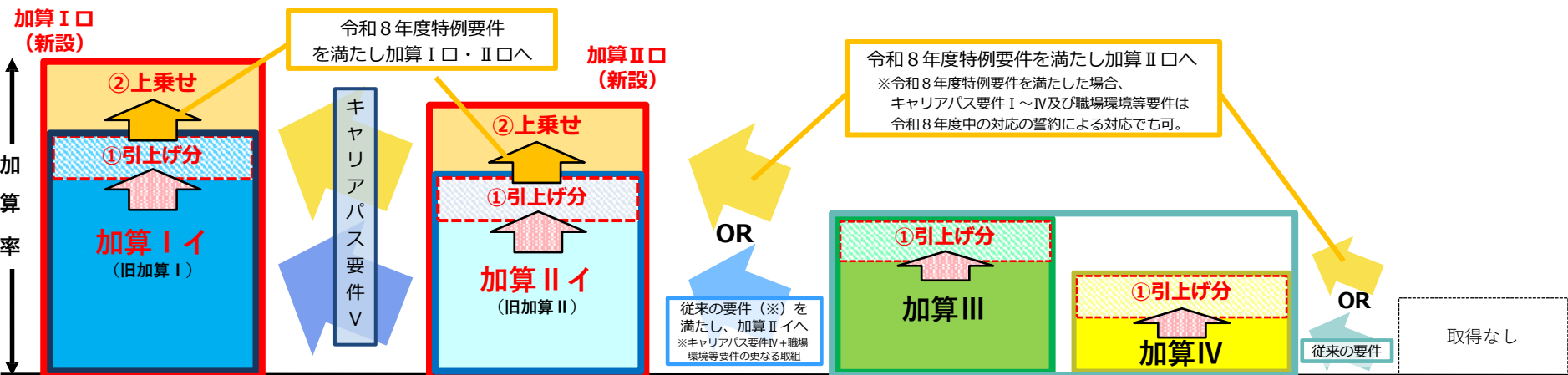
なお、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となりますので、ご注意ください。

# 介護職員等処遇改善加算の拡充①

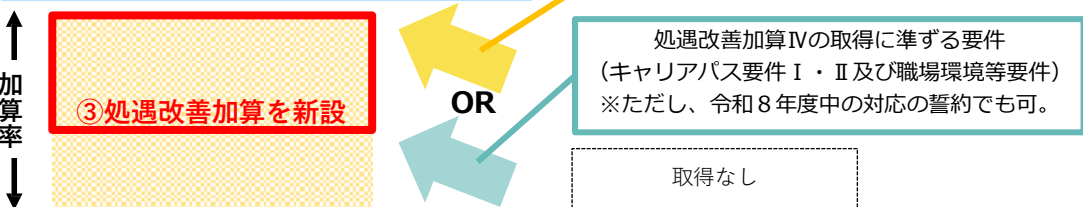
## 概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。  
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
  - ①今回から、処遇改善加算の対象について、**介護職員のみから介護従事者に拡大**する（加算率の引上げ）。
  - ②**生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せ**の加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
  - ③処遇改善加算の対象外だった**訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設**する。

### 現行の処遇改善加算の対象サービス



### 新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等  
→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告

イ) 施設サービス等  
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

## 介護職員等処遇改善加算の拡充②

### 加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）
訪問看護★	1.8%
訪問リハビリテーション★	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。  
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

# 介護職員等処遇改善加算の拡充③

## 取得要件

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○	○	◎	◎
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額440万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○	○
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

### 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の介護職員分の  
**加算率を上乗せ**

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。

イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

## 8 指定の更新、各種届出、メールアドレスの登録について①

### (1) 6年ごとの指定の更新

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられています。

よって、指定事業者は、指定日（前回更新日）から6年を経過する際に指定の更新を受ける必要がありますので、有効期限日の1か月前までに更新申請の手続きをお願いします。

なお、**手続きがなされなかった場合は失効となり、再度新規申請が必要となります**のでご注意ください。

また、一体的に運営されている介護予防サービス事業や総合事業の指定等の有効期限が異なっている場合に、指定居宅サービス事業所等の有効期間をあわせて6年未満で更新することも可能です。

#### 【メリット】

- ・更新時期が統一され、次回以降の更新手続きを簡素化することが可能となります。
- ・同時申請のため、審査手数料は1件分しか徴収されません。

### (2) 休止・廃止届

指定事業者は、事業を休止または廃止する場合は、予定日の1月前までに届け出てください。

また、事業者が事業を休止・廃止しようとする場合は、利用者に対して継続的なサービス提供のための便宜の提供が義務付けられています（他の事業所の紹介を行う、介護支援専門員との連絡調整を行うなど）。

なお、指定の有効期限を超えて休止することはできません。

### (3) 変更届、再開届

事業所の名称や所在地等に変更があったときや休止した事業を再開したときは、10日以内に届け出てください。

ただし、「事業所の所在地」「利用者定員」等の変更や再開にあたっては、基準を満たしているか確認する必要がありますので、変更・再開の前の届け出や事前相談をお願いします。

## 8 指定の更新、各種届出、メールアドレスの登録について②

### (4) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【体制届】について

加算等を届け出た日と算定開始月は次のように取り扱われますので、ご確認ください。

サ ー ビ ス 等 の 種 類	加 算 を 届 け た 日 と 算 定 開 始 月
訪問通所サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援、定期巡回・随時対応サービス、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	・毎月15日以前に届け出た場合、翌月から算定開始 ・毎月16日以後に届け出た場合、翌々月から算定開始
短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設	・届出が受理された日の翌月から算定開始 (届出が受理された月が月の初日である場合は、当該月から算定開始)

### (5) メールアドレスの登録（変更）について

佐賀中部広域連合では、国や県、関係機関からの通知等をメールにて配信するため、各事業所のメールアドレスを登録させていただいております。新規に登録する必要がある場合、又は変更等がある場合には、下記HPに掲載している所定の様式により提出してください。

なお、登録又は変更をしたにもかかわらず、連合からのメールが相当期間届かない場合には、佐賀中部広域連合給付課指導係（0952-40-1131）までご連絡ください。

※ 申請・届出等に係る様式については、本広域連合のホームページに掲載しています。

○本広域連合HP > 介護保険 > 各種申請書 > 事業者向け > 事業者指定関係

【<https://www.chubu.saga.saga.jp/kaigohoken/shinseisho/1263/1276.html>】

・居宅サービス事業者等の新規指定について ・事業者指定【申請様式】

・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出書 ・メールアドレス等の登録届出書 など

## 9 電子申請・届出システムについて

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、オンラインによる指定申請が可能な「電子申請届出システム（以下、「本システム」といいます。）」が令和4年11月から運用開始されています。

佐賀中部広域連合においても、令和7年1月から本システムの運用を開始しました。利用方法などの詳細は、本広域連合HPにてご確認ください。

○本広域連合HP > 介護保険 > 事業者・医療機関の方へ > 制度改正等のお知らせ  
> 電子申請届出システムについて

【<https://www.chubu.saga.saga.jp/kaigohoken/jigyoiryo/1304/2588.html>】

### 【メリット】

#### ●介護事業所及び指定権者双方の負担軽減につながります



介護事業所

- ☑ オンラインの申請届出により、**郵送や持参等の手間が軽減**されます
- ☑ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ☑ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作業負担が大きく軽減**されます
- ☑ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

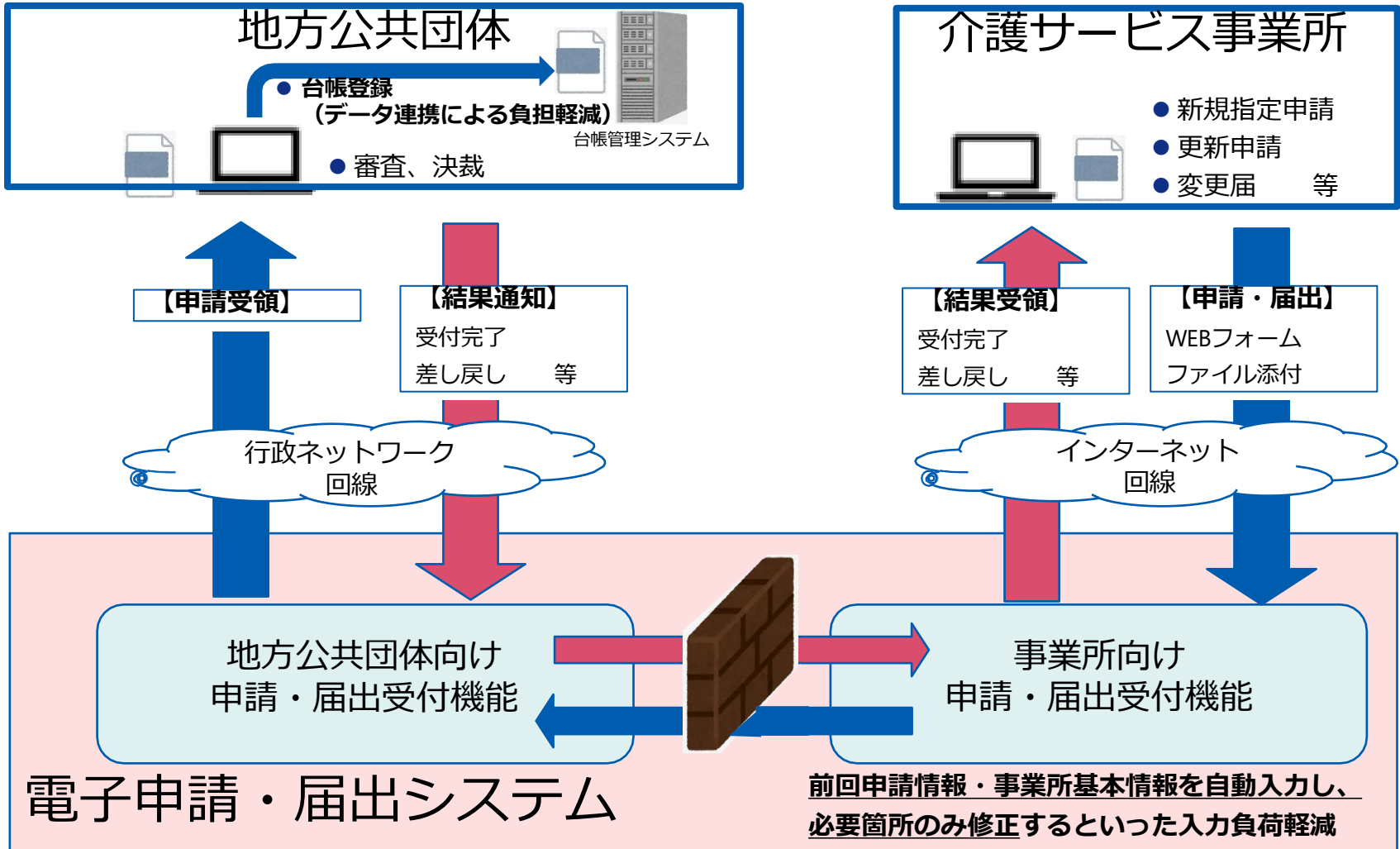
- ☑ 申請届出の内容・結果を事業所台帳管理システムにコピー＆ペーストする形で**簡単に反映**できます
- ☑ また、事業所台帳管理システムへの**入力内容の確認等の負担が軽減**されます
- ☑ **管内介護事業所の文書負担軽減**につながります

※令和8年4月から、原則、本システムを使用することが義務化されました。



指定権者

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



## 1.0 介護現場におけるハラスメント対策の推進について①

地域包括ケアシステムを推進していく上で、介護人材の確保はたいへん重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要です。

このため、令和3年度報酬改定においては、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講じることが義務づけられました。あわせて、カスタマーハラスメントについては、その防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることが推奨されています。

法令上事業者に求められる措置		
講ずべき措置	<p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○職場における<ul style="list-style-type: none"><li>・セクシュアルハラスメント</li><li>・パワーハラスメント</li></ul></li><li>○利用者やその家族等から受ける<ul style="list-style-type: none"><li>・セクシュアルハラスメント</li></ul></li></ul>	<p>&lt;内容&gt;</p> <p>就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。</p> <p>※特に留意すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</li><li>② 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</li></ul>
講じることが望ましい措置	<p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○利用者やその家族等から受ける<ul style="list-style-type: none"><li>・顧客等からの著しい迷惑行為</li></ul>=カスタマーハラスメント</li></ul>	<p>&lt;内容&gt;</p> <p>①及び②の必要な措置を講じるにあたっては、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の措置も講じることが推奨。</p>

※「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（令和4年3月改定）」から抜粋。

※令和8年10月から、労働施策総合推進法の改正により、事業主に対してカスタマーハラスメント対策が義務化されます。

## 1.0 介護現場におけるハラスメント対策の推進について②

### ●マニュアル・手引き等の活用

特に、利用者又は利用者の家族等からのハラスメントに関しては、介護事業者向けの「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や「（管理者向け・職員向け）研修のための手引き」、「（職員向け）研修動画」、「介護現場におけるハラスメント事例集」等が作成されていますので、マニュアルや研修の手引き・動画を参考に、介護現場におけるハラスメント対策を進めていただきますようお願いいたします。

※ 前述のマニュアルや手引き・動画等については、厚生労働省のHPに掲載されています。

厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 施策情報  
>介護現場におけるハラスメント対策【[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)】

### ●サービス提供困難事例に対する対応

各介護サービス施設・事業所は、基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないこととされています。

利用者やその家族等から各介護サービス施設・事業所の職員に対してハラスメントがあった場合が、すべて「正当な理由」に当たるわけではありませんが、事案によっては、各介護サービス施設・事業所がサービス提供を拒否することも考えられます。この点について、研修の手引きの次の記載（※）も参考にしてください、十分留意して対応してください。

## ( ※ ) 研修の手引きにおけるサービス提供の拒否に関する記載

### 1. ハラスメント対策の必要性とその考え方

#### (3) ハラスメント対策のための基本的な考え方⑥

##### vii. **ハラスメントを理由とする契約解除は「正当な理由」が必要であることを認識すること**

- 前提として、利用者やその家族等に対して、重要事項説明書の説明等によって、提供するサービスの目的、範囲及び方法に関して十分に説明を行い、その理解をしていただくこと、契約解除に至らないような努力・取組を事業所として行うことが必要です。
- このような努力や取組を行っていても、やむを得ず契約解除に至るケースもあるかもしれませんが、施設・事業所側からする契約解除には「正当な理由」(運営基準)が必要です。「正当な理由」の有無は個別具体的な事情によりますが、その判断にあたっては、
  - ハラスメントによる結果の重大性
  - ハラスメントの再発可能性
  - 契約解除以外のハラスメント防止方法の有無・可否及び契約解除による利用者の不利益の程度

…等を考慮する必要があります。

## 1. ハラスメント対策の必要性とその考え方

### (3) ハラスメント対策のための基本的な考え方⑦

---

- 「正当な理由」に基づき契約を解除した場合であっても、契約解除に至った原因及び経緯を検討し、同様の事態を防止するための対策を講じましょう。

#### ア) 「正当な理由」が肯定される可能性のある場合：

- 利用者が職員に対し身体的暴力をふるい、他の施設・事業所及び関係機関の担当者とともに利用者と話し合った。しかし、再発の可能性があり、かつ、複数名訪問等の再発防止策の提案も拒否されたとき、契約解除の予告期間を置き、後任の事業所の紹介その他の必要な措置を講じて契約を解除した場合。

#### イ) 「正当な理由」が否定される可能性のある場合：

- 職員の不適切な言動に立腹した家族が暴言を口にし、以下のような必要な措置を講じることなく、直ちに契約を解除した場合。
  - ✓ その家族との話し合いにより信頼関係の回復に努めて再発防止を図る
  - ✓ 担当職員を変更する
  - ✓ 後任の事業所の紹介 等

## 1.1 認知症基礎研修の受講について

## 2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

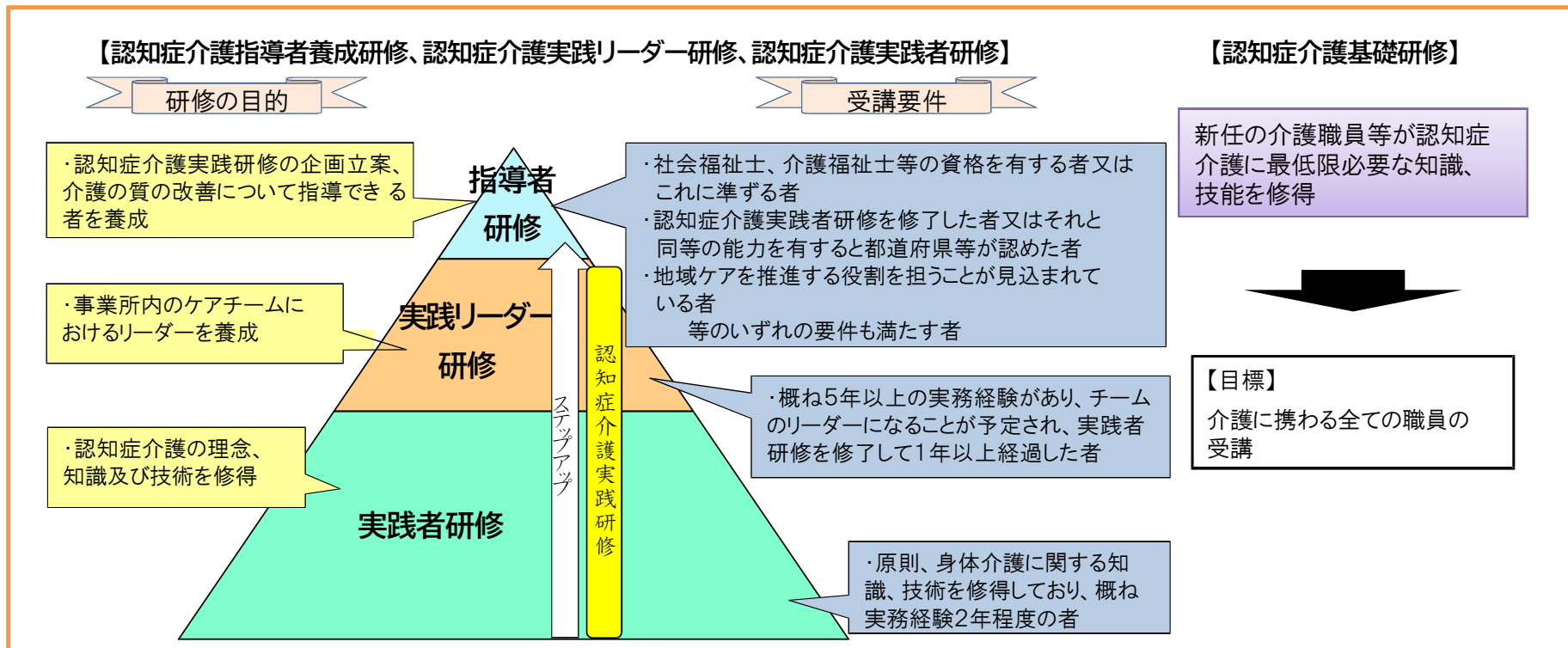
### 概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】

なお、新入職員の受講については、採用後1年の猶予期間を設けることとする。

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



## 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.14) (令和6年4月18日)

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）】

### ○認知症介護基礎研修の義務づけについて

問1 認知症介護基礎研修の義務付けの経過措置期間はいつまでか。

(答)

- ・ 令和6年3月31日をもって経過措置期間は終了している。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。

問2 認知症介護基礎研修の教材について、母国語が日本語以外の者を対象としたものはあるか。

(答)

- ・ 日本語以外の教材については、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語、タガログ語、ネパール語の教材を整備している。また、日本語能力試験のN4レベルを基準とした教材も併せて整備している。

(参考) 認知症介護基礎研修 e ラーニングシステム (認知症介護研究・研修仙台センターホームページ)

<https://kiso-elearning.jp/>

## 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3) (令和3年3月26日)

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）】

○外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務付けについて

問7 外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか。

(答)

- ・ EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。

### 【参考】

認知症介護基礎研修 (eラーニング)

佐賀県が指定する研修実施法人(佐賀県HP：<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00370163/index.html>)

<実施法人1>

法人名 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター (申込：<https://kiso-elearning.jp/>)

所在地 宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘6-149-1

受講料 3,000円

対応言語：やさしい日本語と7か国語（英語・ベトナム語・インドネシア語・中国語・ビルマ語・タガログ語・ネパール語）

<実施法人2>

法人名 株式会社クーリエ (申込：<https://market.minnanokaigo.com/learning/lp>)

所在地 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー9階

受講料 無料 (申込には「みんなの介護マーケット」への会員登録が必要)

対応言語：日本語のみ

## 1.2 やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱いについて

### ●内容

突発的で想定が困難なやむを得ない事情（※）により、事業所・施設で欠員が生じてしまった場合に、**1年に1回に限り、最大で3カ月まで**（欠員が生じた月の翌々月まで）人員基準減算の適用が猶予。

※ 職員や家族の急な体調不良で1カ月を超える不在が見込まれる場合や職員の自己都合による急な離職が複数重なった場合など

※ ただし、介護職員、看護職員が人員配置基準から1割を超えて減っている場合は対象外。

### ●対象サービス

《通所系》

- ・ 通所介護、地域密着型通所介護（療養通所介護を含む）、通所リハビリテーション

《短期入所系》

- ・ 短期入所生活介護、短期入所療養介護

《居住・施設系》

- ・ 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院

《多機能型系》

- ・ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

### ●開始日 令和8年6月算定分から

### ●特例の適用条件

- ・ ハローワークや福祉人材センターなどを通じて人材確保に取り組んでいること
- ・ 民間の職業紹介事業者を利用する場合は、国の「適正認定事業者」を含めること
- ・ 自社のホームページで採用情報を発信するなど、人材確保に積極的に取り組んでいること（自社のホームページなどを持たない場合は除く）
- ・ 既存の職員に過度な負担がかからないよう、適正な労働時間の管理や体制整備などに努めること

### ●手続きについて

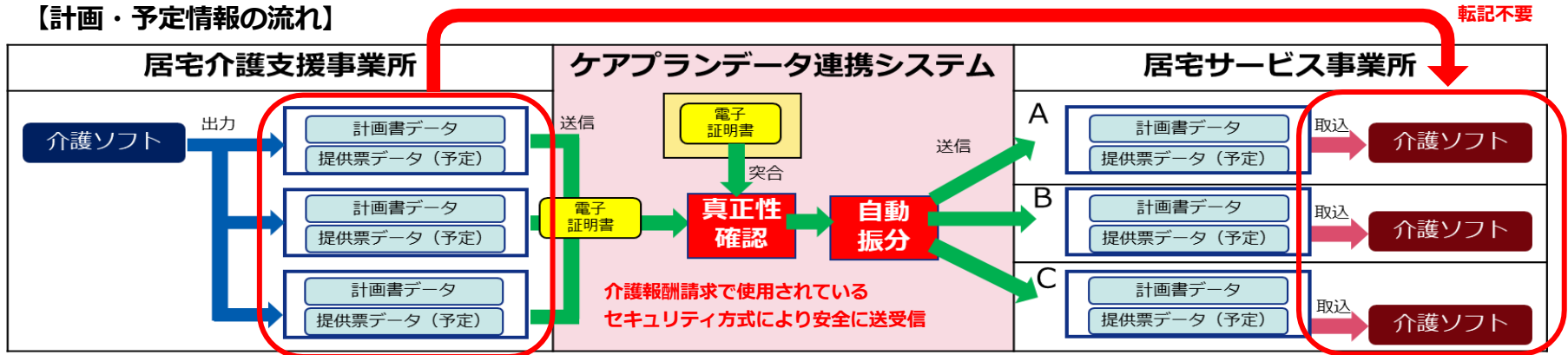
特例を受ける場合は、欠員が生じた月の翌月までに本広域連合へ届け出が必要。（求人票の写しを添付）

# 1.3 ケアプランデータ連携システムについて

## (令和5年度より国民健康保険中央会にて本格稼働)

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（計画・予定・実績の情報）をオンラインで完結するシステムを提供。「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。

### 【計画・予定情報の流れ】



※実績情報は逆の流れ（居宅介護支援事業所←居宅サービス事業所）となり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

### ケアプランデータ連携システムで期待される効果

- 手間、時間の削減による**事務費等の削減**
- データ自動反映による従業者の「**手間**」の削減・効率化
- 作業にかかる「**時間**」の削減
- 従業者の「**心理的負担軽減**」の実現
- 従業者の「**ライフワークバランス**」の改善
- 事業所の「**ガバナンス**」、「**マネジメント**」の向上

イメージキャラクター  
ケアプー



ヘルプデスクサポートサイト

令和2年度老人保健福祉推進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」結果をもとに試算

<p><b>人件費 ¥95,218</b> ※ケアマネジャーの平均給与から、作業に要する時間(52.4時間)を勘案して算出</p> <p><b>印刷費 ¥792</b> ※用紙(700枚/月)、インク等</p> <p><b>通信費 ¥1,826</b> ※FAX通信費、インターネット接続費</p> <p><b>郵送費 ¥2,220</b> ※切手代</p> <p><b>交通費 ¥2,140</b> ※公共交通機関利用料、ガソリン代</p> <p><b>介護ソフト利用費 ¥31,417</b> ※介護ソフトのライセンス料</p>	<p>毎月6.2万円分の人件費を他の業務に転嫁可能！ (74.4万円/年 相当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな業務創出</li> <li>● 利用者宅訪問</li> <li>● アセスメント 等</li> </ul> <p><b>【直接的な支出】</b></p> <p>利用前 ¥38,395</p> <p>利用後 ¥34,211</p> <p><b>削減効果 ¥4,184/月</b> (¥50,208/年)</p>	<p>事業所全体の業務時間 401時間/月</p> <p>毎月34.3時間分の業務を他の業務に転嫁可能！ (411.6時間/年 相当) → 1ヶ月分以上の業務時間に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな業務創出</li> <li>● 利用者宅訪問</li> <li>● アセスメント 等</li> </ul> <p>印刷 13.1%</p> <p>事業所全体の提供票共有 業務時間 52.4時間/月</p> <p>電子 4.5%</p> <p>事業所全体の提供票共有 業務時間 18.1時間/月</p>
--	---	---

※この他、書類保管場所確保に要する費用等の削減も期待できる。

令和2年度老人保健福祉推進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」結果をもとに試算

# ケアプランデータ連携前の課題と対応策

課題	対応策
FAXや郵送でやり取りしているため、紙が多い	データでやり取り出来る環境を構築し、 <b>ペーパーレス環境を実現</b> する
ケアマネ事業所で実績を手入力するのが負担。入力ミスで報酬の返戻が生じている。	サービス事業所で作成した実績を、ケアマネ事業所の介護ソフトにデータとして取り込んで <b>自動反映させる仕組み</b> を構築する
異なる介護ソフトを使用している事業所間でデータ連携が出来ない	共通の約束事として、「 <b>ケアプランデータ連携標準仕様</b> 」を策定し、介護ソフトへの実装を促す
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対応が必要	ガイドラインに沿った <b>高いセキュリティ</b> を確保した仕組みを構築する

## ケアプランデータ連携システムの構築

ケアプランデータ連携システム利用状況（利用されている介護サービス事業所が確認できます）

【<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsystop>】

※佐賀中部広域連合域内利用事業所数：127事業所（事業所全体の約19%、R8.4.1現在）

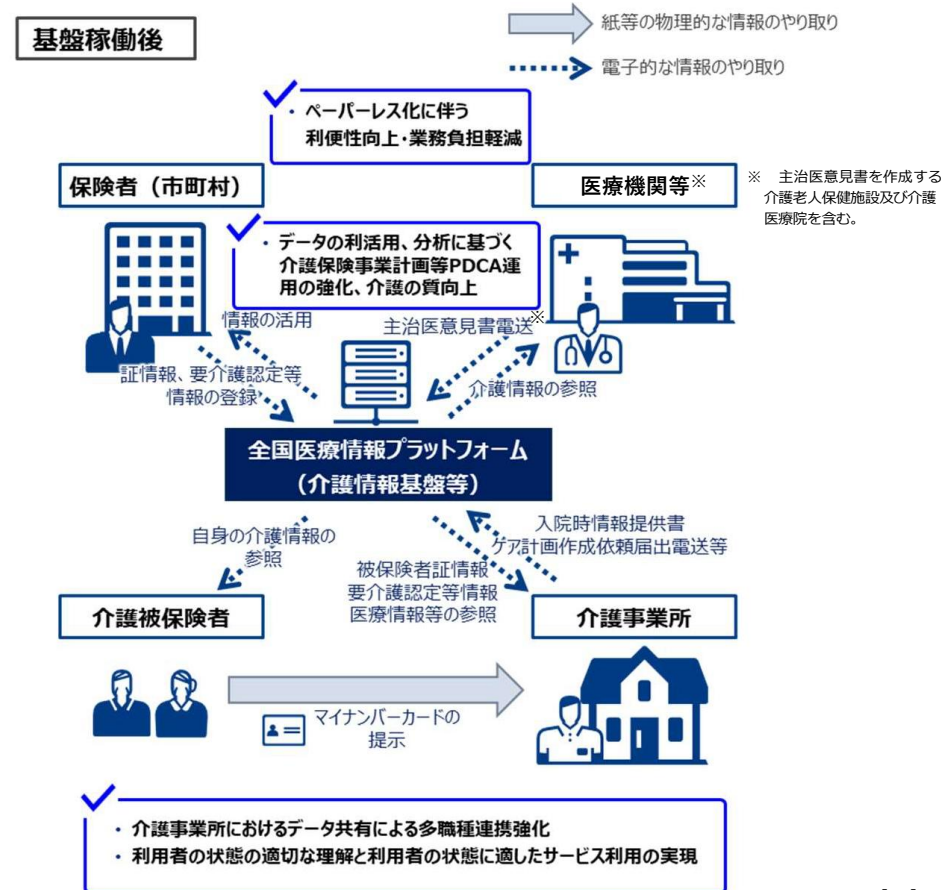
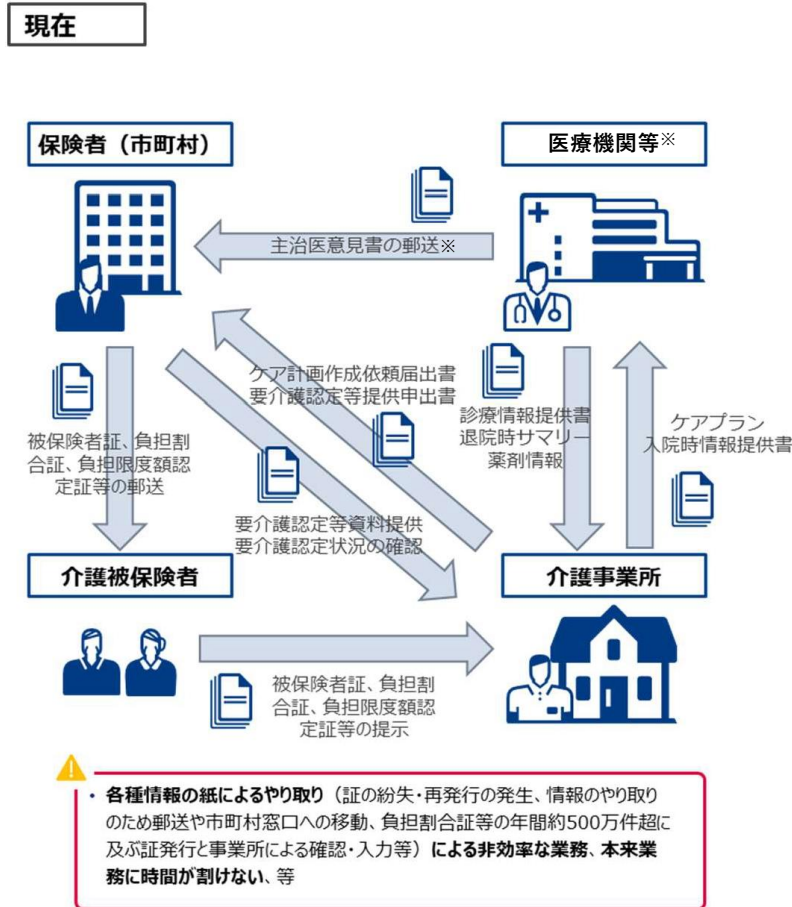
本広域連合HP：介護保険>事業者・医療機関の方へ>[ケアプランデータ連携システムについて](https://www.chubu.saga.saga.jp/kaigohoken/jigyoiryo/2794.html)  
<https://www.chubu.saga.saga.jp/kaigohoken/jigyoiryo/2794.html>

# 1.4. 介護情報基盤について

## 介護情報基盤整備の目的

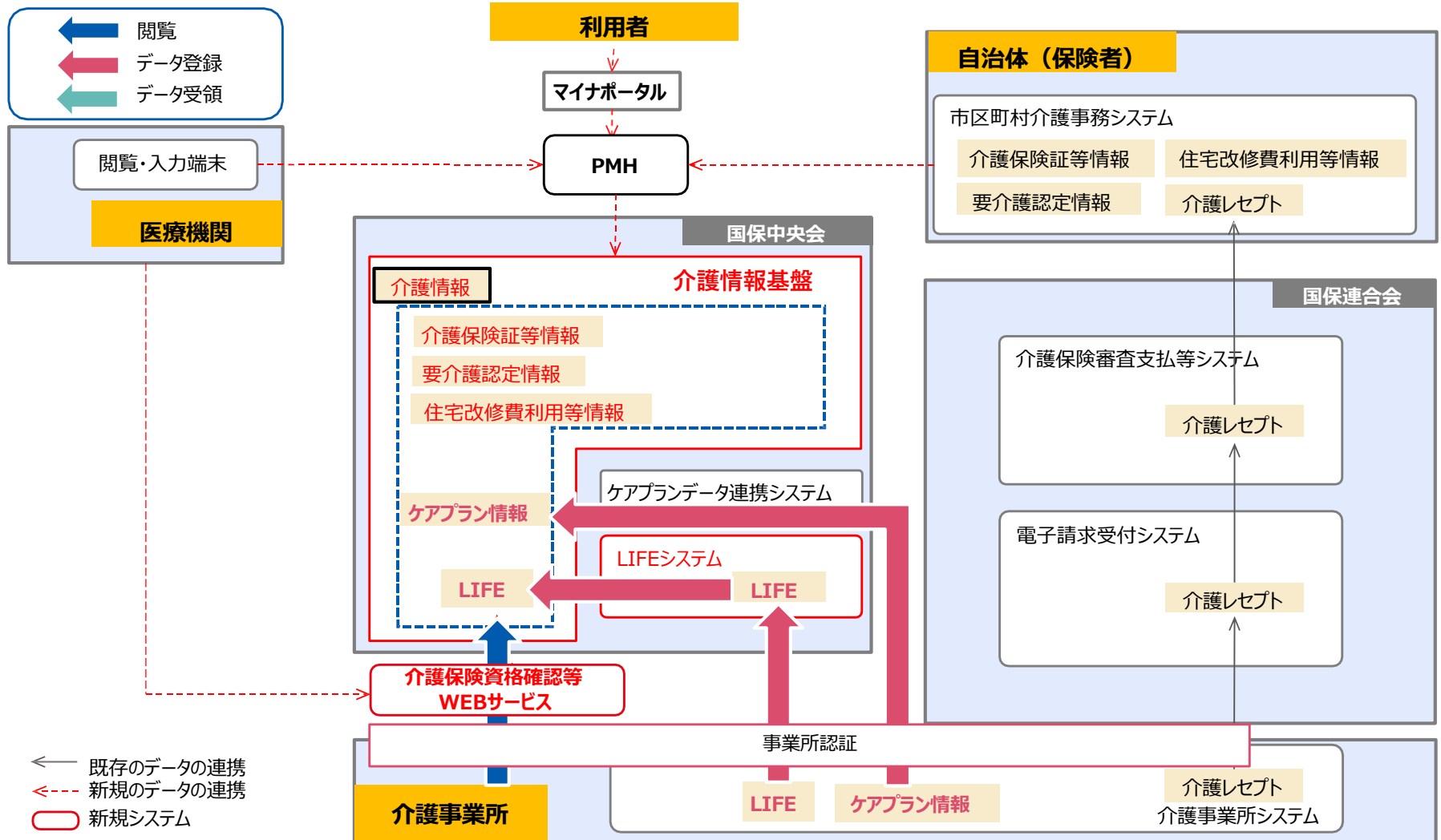
- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

## 介護情報基盤の活用イメージ



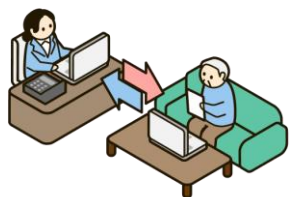
# 介護情報基盤：介護事業所の活用イメージ（令和8年度以降）

- 介護事業所は
  - 介護情報基盤に登録された介護情報を介護保険資格確認等WEBサービスを経由して閲覧できる。
  - ケアプラン情報、LIFE情報を介護情報基盤に登録する。



# 介護事業所における具体的な業務の変化（全体）

## 1 資格情報等の確認業務 ①給付に必要な証書の収集 ②証書の更新確認



- ①負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報は**介護保険資格確認等WEBサービスで即座に確認が可能となります**  
※介護保険資格確認等WEBサービスは以下「介護WEBサービス」といいます
- ②更新された内容も**介護WEBサービスで容易に確認が可能となります**

## 2 要介護認定事務 ①認定進捗の確認 ②認定結果の受領・確認 ③認定関連書類の取得



- ①認定審査期間中の進捗確認は介護WEBサービス経由で**職員でも確認できます**  
(利用者ご本人もマイナポータル経由で確認可能)
- ②要介護度が決定したら、介護WEBサービス経由で**更新された情報を、すぐ確認**できます
- ③ケアプラン作成に必要な認定関連書類（認定調査、主治医意見書等）は、介護WEBサービス経由で**ケアマネジャー等が確認**できます  
(窓口・郵送での受取が不要となります)

## 3 住宅改修費・福祉用具購入費の利用状況確認



### ・利用状況問い合わせ

- ・介護WEBサービス経由で、**事業所自ら確認**することが可能となり負担が減ります。

## 4 居宅サービス計画依頼届出の代行申請等



### ・本人確認・届出提出

- ・介護WEBサービスでより手軽に**本人確認の上、代行提出が可能**となります

本広域連合における介護情報基盤の運用は、令和9年10月末ごろを予定しています。  
※スケジュールの詳細が決定次第、お知らせします。

# 1.5 介護サービス相談員派遣等事業について

## 1. 目的

介護サービス相談員派遣等事業は、佐賀中部広域連合の介護サービス相談員が、利用者の疑問や不満、不安を受けつけ、サービス提供事業者と橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図るため実施するものです。

## 2. 事業内容

(1) 介護サービス相談員が定期又は随時事業所等を訪問し、利用者等の話を聞き、相談に応じます。

また、サービスの現状把握に努め、事業所等の管理者や従業者と意見交換を行います。

(2) 介護サービス相談員は、広域連合に相談内容等を報告します。

また、広域連合は、必要に応じて事業所等に介護サービス相談員の活動状況の情報提供を行います。

## 3. 受入協力事業所等について

本事業の利用を希望する事業所等は、広域連合に受入協力事業所等として登録が必要です。現在、12事業所に登録をいただいています。（令和8年4月30日時点）

本事業の詳細は、佐賀中部広域連合ホームページにてご確認ください。

ホーム > 介護保険 > > 事業者・医療機関の方へ

> 介護サービス相談員派遣等事業

【<https://www.chubu.saga.saga.jp/kaigohoken/jigyoiryo/2551.html>】



# 介護サービス相談員派遣等事業の概要

○介護サービス相談員（※）が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び保険者との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組

（※）事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者

○介護保険制度における位置付け

介護サービス提供事業者は、本広域連合が実施する本事業に協力するよう努める義務（努力義務）を規定

（介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第34条第2項 ほか】

現在、登録いただいている事業所を紹介します!!



## 介護サービス相談員受け入れ事業所

※ 順不同  
R8.4.1現在

きんりゅうケアセンター桂寿苑 介護  
老人福祉施設

きんりゅうケアセンター桂寿苑 短期  
入所生活介護

住宅型有料老人ホーム  
シルバーランド天祐

デイサービスセンターてんゆう

特別養護老人ホーム桂寿苑

短期入所生活介護 桂寿苑

きんりゅうケアセンター桂寿苑  
通所介護

デイサービス ケアポート晴寿

特別養護老人ホーム  
ケアポート晴寿

ショートステイ ケアポート晴寿

介護付き有料老人ホーム  
ケアポート晴寿

小規模多機能ホーム  
ケアポート晴寿

## 1.6 第三者行為の届出について

### 交通事故など（第三者行為）が原因で 介護保険サービスを利用する場合について

- 介護保険の第1号被保険者（65歳以上の方）は、交通事故などの第三者による行為が原因で、要介護状態になった場合や状態が悪化した場合でも、介護保険サービスを利用することができます。
- ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は、加害者である第三者が負担するのが原則ですので、保険者が一時的に立て替えた後、第三者へ請求することになります。
- そのため、交通事故などの第三者行為により要介護状態になった場合や状態が悪化した場合は、保険者へ届出が必要となります。
- 届出の内容に基づき、第三者と交渉します。  
第三者に請求するためには、事故の状況を詳しく知る必要があります。  
届出の書類はそのために記入していただくものです。
- 示談してしまうと、内容によっては損害賠償ができない場合があります。  
示談を行う前に届出をしてください。  
まずは、佐賀中部広域連合（給付課 給付係 電話：40-1134）へ連絡をお願いいたします。

# 17. サポーター事業における受入機関を募集しています

本広域連合では、高齢者の皆さまが、サポーター（介護支援ボランティア）活動を通して地域に貢献することで、生きがいづくりや介護予防につなげることを目的とした、サポーター事業を実施しています。

## 1 サポーター事業の概要

サポーター（介護支援ボランティア）が、あらかじめ登録された受入機関でサポーター活動を行った場合、その活動実績に応じてポイントを付与する事業です。

## 2 受入機関の対象となる施設等

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護



## 3 サポーター活動の内容

- ・レクリエーション等の指導、参加支援
- ・お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助
- ・散歩、外出、館内移動の補助
- ・施設の催事に関する手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動補助、演芸披露等）
- ・話し相手・傾聴
- ・施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（清掃・草刈の補助、洗濯物の整理等）

## 4 受入機関の登録申請

本事業におけるサポーターの受け入れを希望される施設・事業所は、「サポーター受入機関等登録申請書」を佐賀県長寿社会振興財団に提出（郵送又は持参）してください。

受入機関として登録された場合は、受入機関一欄表に記載し、サポーターの募集等において配布（ホームページの掲載含む）します。

※この事業は、佐賀県長寿社会振興財団を管理機関として、事業の運営等についての業務を委託しています。

### お問合せ先

(公財)佐賀県長寿社会振興財団

〒840-0804 佐賀市神野東二丁目6番1号

☎0952(31)4165 <https://sagachouju.jp/>

佐賀中部広域連合

給付課包括支援係

〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号

☎0952(40)1134 <https://www.chubu.saga.saga.jp/>

介護保険 > 介護予防について > サポーター事業 >

サポーター事業(介護支援ボランティアポイント制度)について 50

サポーターに  
ついてはこちらから →



## 1.8 佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」について

### 「さがケア」の概要・特徴

- ・ キャリアパス制度や人材育成の仕組みを設けているなど、一定の基準をクリアした介護事業所の情報・求人情報を掲載
- ・ 介護事業所の理念、価値観や歴史などを深掘りして伝えるインタビュー記事
- ・ 働く仲間や職場の様子が分かりやすい、豊富な写真や映像
- ・ 地域・条件から、自分の希望に合った介護事業所が見つかる検索ページ
- ・ 佐賀の介護を盛り上げる、個性あふれる介護職員等のインタビュー記事
- ・ これから介護を学ぶ学生に向けた就学サポートページ
- ・ 初めて介護の仕事に就く方に向けたキャリアサポートページ

(参考)

○ウェブサイトへ掲載できる事業所（以下の要件を全て満たすこと）

- ・ 介護職員処遇改善加算の「加算Ⅰ、ⅡまたはⅢ」を取得している（※）
- ・ 職員の休業制度（育児休業・介護休業制度）を有している
- ・ 新規採用者の育成制度（育成計画の作成や研修の実施等）を有している

※ 介護職員等処遇改善加算の非対象サービス事業所は、加算Ⅲの取得要件であるキャリアパス要件を満たしていることが要件になります。

○掲載申し込み先：サイトURL【<https://saganokaigo.jp/registration>】



サイトは会員登録しなくても  
どなたでも閲覧できます



《URL》 <https://saganokaigo.jp/>

さがケア

検索

## 1.9 情報公表制度について

### 介護サービス情報公表の定期報告（スケジュール）

報告可能になりましたら、対象事業所に通知します。  
通知を受け取った事業所は、介護サービス情報の報告（介護保険法第115条の35第1項）  
について、下記によりログインし、入力をお願いします。

- 報告方法：介護サービス情報報告システム  
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/41/>) にアクセスし、  
事業所番号（ID）、パスワード、サービスを記入の上、ログインし、  
入力を行ってください。
- 報告期限：未定（通知から1カ月程度） 《期限厳守》
- 報告の種類：基本情報（最新情報） ※R6年度より財務諸表の添付が義務化されています。  
運営情報（R8年度の情報）

- ※ 介護サービス情報報告システムの操作マニュアルは、県ホームページ（ホーム > 分類から探す > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 施設・団体 > 令和8年度佐賀県介護サービス情報の公表について）に掲載しています。【<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031341/index.html>】  
当該ホームページには報告事項及び記載要領もサービス毎に掲載していますので、参照のうえご報告ください。  
（ホームページは、8月更新予定）
- ※ 事業所番号（ID）・パスワードが不明な場合は、事業所番号とサービス名を記入の上、下記メールアドレスあてメールでお問い合わせください。なお、ログイン後に必要な法人番号は国税庁HPで確認できます。  
(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

佐賀県長寿社会課 検査指導担当  
電話：0952-25-7266  
Mail：kaigohoken@pref.saga.lg.jp

## 2.0 介護員養成研修受講補助について

佐賀県では、介護人材の定着やサービスの質の向上を図る目的で、介護職員初任者研修・生活援助従事者研修の修了者を対象に、当該研修の受講料に対する補助を行っています。

個人を補助対象とした「受講者支援区分」、事業者を補助対象とした「事業者支援区分」があります。

介護員養成研修受講補助に係る資料を集団指導の資料とあわせてホームページに掲載していますので、内容をご確認ください。

詳しくは下記の佐賀県のホームページをご覧ください。

佐賀県HP > 分類から探す > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 研修・講習会 > 介護員養成研修(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修)【<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031442/index.html>】

# 介護員養成研修受講補助

## 1. 補助対象及び条件

以下の区分で個人と介護事業者が補助対象になります。なお、いずれも研修受講料について、国や他の地方公共団体による助成や補助等を受けていないことが必要です。

### ① 個人（「受講者支援」区分）

H29.4.1以降に介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を修了した者で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

(ア) 研修受講料を負担した者であること。

(イ) 補助金の交付申請時点で県内の介護事業所等において介護職員として勤務し、引き続き勤務する意思があること。

### ② 介護事業者（「事業者支援」区分）

介護事業所等を運営する法人（介護事業者等）で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

(ア) 介護事業者等が研修受講料を負担したこと（研修受講料を負担した従業者等に対し、介護事業者等が支給金を支払った場合を含む。）。

(イ) 介護事業者等が運営する県内の介護事業所等で介護職員として勤務している者又は勤務予定の者が、H29.4.1以降に介護職員初任者研修を修了し、介護事業者等が補助金の交付申請を行う時点で、当該介護事業者等が運営する県内の介護事業所等に勤務しており、引き続き勤務する意思があること。

**2. 対象経費** 研修受講料（必須教材費は含む。補講料、追試受験料等は除く。）

**3. 補助内容** 補助率1/2（補助上限額（50,000円/人））  
（介護事業者が従業者に支給金を支給した場合、介護事業者と従業者個人の負担割合で補助金を按分）

**4. 申請期限** 令和9年3月15日（県が定める様式に必要な添付書類を添えて長寿社会課に申請）

# 参考1 制度改正の動向等について

## 1. 社会福祉法等の一部を改正する法律案について

令和8年4月3日に衆議院へ提出されました。主な内容は以下のとおりです。

### ○有料老人ホームに係る見直しについて

- ・有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性の高い者を入居対象とするホームを対象に、**登録制**を導入。
- ・登録制の対象となる「住宅型ホーム」について、**相談支援（ケアマネジメント）を行う事業者や、介護サービスを提供する事業者との独立性確保**の措置を新たに導入。

### ○介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制の廃止・研修の在り方の見直し等について

- ・ケアマネジャーに係る研修受講を要件とした**更新の仕組みは廃止**する。
- ・研修については、更新の仕組みを廃止したとしても、引き続き定期的な受講を求めつつ、**分割受講の仕組みや時間数の縮減などにより負担軽減**の環境を整備。
- ・ケアマネジャー本人に加えて、事業者に対しても、従事するケアマネジャーが**研修を受けるための必要な措置を講ずる義務**を課す。

### ○その他の改正事項

- ・**夜間対応型訪問介護を廃止**し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する。
- ・要介護認定等の申請代行について、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域密着型特養、地域包括支援センターに加え、**グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等についても可能**とする。

## 2. 介護サービス事業所・施設向けの補助金等について

○本広域連合HPの集団指導のページに掲載していますので、ご確認ください。

介護保険>事業者・医療機関の方へ>集団指導・研修案内>集団指導

>令和8年度介護サービス事業者等に係る集団指導の実施について

【<https://www.chubu.saga.saga.jp/kaigohoken/jigyoiryo/1306/1773/2814.html>】

## 参考2 介護サービス担当者名簿

氏名	担当業務
柿原	指導係長 介護サービス統括
江原	通所介護（総合事業（通所型サービス）含む）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
野口	居宅介護支援、介護予防支援
篠木	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
成富	訪問介護（総合事業（訪問型サービス）含む）、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

### 【連絡先】

佐賀中部広域連合 給付課 指導係

電話：0952-40-1131

E-mail: kaigo.shido@chubu.saga.saga.jp